法令及び定款に基づくインターネット開示事項

事業報告

１．新株予約権等に関する事項
２．責任限定契約の内容の概要
３．業務の適正を確保するための体制
４．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
５．会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結注記表

計算書類

個別注記表

（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

極東証券株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.kyokuto-sec.co.jp）に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

事業報告

１．新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

２．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

３．業務の適正を確保するための体制

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理コード」やコンプライアンスの基本原則を定めた「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として策定し、その徹底を図る。

②職務執行の適正性を検証するため、内部監査部門による営業部店検査及びグループ会社を含む業務監査を定期的に実施し、検査（監査）報告会等を通じて問題点の共有と改善事項の徹底を図る。

③財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制運用規程」を定め、財務報告に係る内部統制及び運用を行うための社内体制を整備する。

④反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署や担当者を設置するとともに、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき文書として作成する。

これらの情報は「文書取扱規程」及び「情報セキュリティ規程」に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を制定し、管理すべきリスクの所在と種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクごとに管理規則を定めている。

リスク全般の管理に関しては、「リスク管理統括責任者」及びリスク管理部を設置し、統合的にリスク管理を行う。

事業継続計画（BCP）に関しては、「危機管理規則」及び「危機対応マニュアル」を制定し、緊急時の対応体制を整備する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、業務執行権限を執行役員に委譲することで、経営の効率化及び取締役による業務執行に対する監督機能を強化している。

また、「業務分掌・決裁権限規程」を制定し、取締役が効率的かつ適切に業務執行できる体制を整備する。

取締役会を経営上の最高意思決定機関として位置付けるとともに、経営会議を月１回開催し、経営上重要な業務に関する事項及び経営計画・営業計画等に関する報告・協議を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制、グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため「グループ会社管理規程」を制定し、営業成績・財務状況その他の重要情報の定期的な報告を求め、グループ会社の適切な管理を行う。

当社の内部監査部門及び監査役による監査によって、グループ会社の業務執行の適正性の確保を図る。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、監査役と協議のうえ、専ら監査役の指揮命令に従う使用人を配置する等、必要な措置を講じる。

(7) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制、子会社の取締役・監査役等・使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の取締役・使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼす事項、検査・監査の実施状況、内部通報制度による通報内容等を速やかに報告する体制を整備する。

(8) 監査役へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の「内部通報規程」の一部を準用することにより、当社の監査役に対して報告を行った取締役又は使用人について、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から、その職務の執行に要する又は要した費用等を請求した場合、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに対応する。

(10) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、各種会議への出席、議事録等の閲覧、取締役との会合、会計監査人等との連携など、体制を整備する。

４．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役７名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席して開催しております。

毎月１回、定期的に開催するとともに必要に応じ臨時取締役会を開催し（当事業年度では取締役会を21回開催）、業績の状況確認や重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行いました。

また、今年度は取締役会全体の実効性について自己評価を行いました。

(2) コンプライアンス体制

当社は、法令・諸規則遵守の強化を図るため、コンプライアンスに関する具体的な行動計画を「コンプライアンス・プログラム」として纏め、取締役会で決議いたしました。

また、コンプライアンス委員会を必要に応じて開催し、「コンプライアンス・プログラム」の進捗状況を確認するとともに、社内コンプライアンス体制の改善策を立案・実施いたしました。

さらに、それら施策の社内徹底を図るために、当社グループ全役職員を対象とした社内研修を定期的に実施いたしました。

(3) リスク管理体制

「リスク管理規程」で定める各リスク担当部署は、各リスクの管理状況等を規程類に則り、定期的に取締役会に報告いたしました。

また、関連規程類の見直しを行うとともに、危機対応に関する訓練も定期的に実施いたしました。

(4) グループ会社における業務の適正の確保

当社取締役会は、グループ会社の経営計画を決議するとともに、毎月連結グループ会社の業績報告を受けております。

また、当社の内部監査部門及び監査役による監査を実施し、適正性を確保いたしました。

(5) 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役２名を含む監査役３名で構成されており、原則毎月開催するとともに必要に応じ臨時監査役会を開催しております（当事業年度では監査役会を14回開催）。

常勤監査役を中心に監査方針、監査実施計画等に基づき取締役会や社内重要会議に出席し経営の監視を行う他、往査等を実施し各部門の監査を実施いたしました。

５．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類
連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	３社
主要な連結子会社の名称	極東プロパティ株式会社 株式会社ＦＥインベスト 合同会社ワルキューレ匿名組合
連結の範囲の変更	当連結会計年度において、合同会社ＴＲ４匿名組合、ＦＥファンド13号投資事業有限責任組合、ＦＥファンド14号投資事業有限責任組合、合同会社フィール商業開発匿名組合、ＦＥファンド15号投資事業有限責任組合、ＦＥファンド16号投資事業有限責任組合、合同会社ＧＫ65匿名組合及びＦＥファンド17号投資事業有限責任組合は清算されたため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社	株式会社極東証券経済研究所 ＦＥファンド12号投資事業有限責任組合　他
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

③　議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等のうち子会社としなかった会社等の名称等

子会社としなかった主要な会社の名称	ＦＥファンド２号投資事業有限責任組合　他
子会社としなかった理由	当該投資事業有限責任組合に対して支配力基準を適用するにあたり、業務執行者の執行する業務が管理業務に準ずる業務であることが明らかであり、当該投資事業有限責任組合の財務及び営業又は事業の方針を決定できないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（株式会社極東証券経済研究所、ＦＥファンド12号投資事業有限責任組合他）及び関連会社（東京ベンチャーギア株式会社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なるものの、差異が３ヶ月を超えないため、当該子会社の決算日現在の計算書類を使用している会社の数は１社であります。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な修正を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品勘定に属するトレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

ロ．その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

（イ）時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

（ロ）時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ トレーディング関連以外のデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

④ 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ．無形固定資産及び長期前払費用

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑤　重要な引当金及び準備金の計上基準

イ．貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当社及び連結子会社所定の計算方法による当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ．金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５に定めるところにより算出した金額を計上しております。

⑥　退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の計算は簡便法を適用しております。

⑦　繰延資産の処理方法

繰延資産は支出後５年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法により償却しております。

⑧　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑨　消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。但し、免税事業者である連結子会社は税込方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金	60百万円
土地・建物	3,605百万円
投資有価証券	518百万円
計	4,183百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	25百万円
信用取引借入金	329百万円
長期借入金	1,975百万円
計	2,329百万円

上記のほか、先物取引差入証拠金等の代用として、投資有価証券46百万円を担保に供しております。なお、顧客の直接預託に係るものは除いております。また、このほかに信用取引借入金及び証券金融会社からの有価証券借入れの担保として、有価証券の消費貸借契約により受入れた有価証券905百万円を差入れております。なお､金額は期末時価によっており、連結貸借対照表には計上されておりません。また、現物取引清算基金等への担保として、投資有価証券944百万円をそれぞれ担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　948百万円

(3) 保証債務

従業員の持ち家融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	23百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	32,779,000株	－株	－株	32,779,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	877,402株	30株	－株	877,432株

(注) 自己株式の増加30株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年４月28日 取締役会	普通株式	957百万円	30.00円	平成28年３月31日	平成28年６月３日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	1,276百万円	40.00円	平成28年９月30日	平成28年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

平成29年４月28日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,276百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	40円
基準日	平成29年３月31日
効力発生日	平成29年６月７日

５．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、①有価証券の売買等、②有価証券の売買等の委託の媒介、③有価証券の引受け及び売出し、④有価証券の募集及び売出しの取扱い、⑤有価証券の私募の取扱いなどの金融商品取引業を中心とする事業を行っております。

これらの事業を行うため、当社では自己資金並びに金融機関からの借入れのほか、コールマネーによる市場からの資金調達を行っております。

資金運用につきましては、預金や貸付金のほか、多様な運用ニーズを持つお客さまとの取引を目的とするトレーディング業務及び自己の計算に基づき時価の変動等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング業務等を行っております。

当社グループは、資金運用が拡大・多様化する中、リスク管理は経営上の最重要課題との認識に立ち、経営の健全性確保並びに経営資源の効率的活用を目的としたリスク管理体制の構築を図っており、重要事項については、取締役会にて審議決定することとしております。商品有価証券に係る市場リスクについては、取締役会が半期ごとにポジション・リスク限度額を各トレーディング部門に配分し、各トレーディング部門は、その範囲内で運用ルールを決定のうえ管理する体制となっております。また、「商品有価証券等に係る取扱基準」を定め、発行体ごとの限度額を設定するなど信用リスクの抑制・管理を行っております。リスク管理体制としては、各部門の業務・管理グループが、時価評価を行い、日々のポジション・リスク額・損益の状況をチェックのうえ、日々、社長及び担当取締役・執行役員に報告しております。さらに、総合的な牽制機能として、リスク管理部が、適正な自己資本規制比率維持の観点から、全社的なリスクの状況を取り纏め、日々、全取締役・執行役員並びに監査役に報告するほか、毎月末の自己資本規制比率並びにその詳細を取締役会に報告しております。

また、投資有価証券につきましては、取得時に、投資目的とリスク管理規程に定めるリスクについてあらかじめ担当本部と企画管理本部で検討のうえ、取締役会又は社長の承認を得るものとしております。

デリバティブ取引につきましては、トレーディング業務におけるリスクヘッジを目的として利用しているほか、顧客の外貨建有価証券取引に付随した通貨先物や為替取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注）２．）は含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金・預金	12,406	12,406	－
(2) 預託金	9,648	9,648	－
(3) 金銭の信託	1,928	1,928	－
(4) 約定見返勘定	916	916	－
(5) 商品有価証券等（売買目的有価証券）	30,189	30,189	－
(6) 営業投資有価証券	－	－	－
(7) 投資有価証券	4,415	4,415	－
(8) 信用取引資産	4,766	4,766	－
資産計	64,270	64,270	－
(1) 商品有価証券等（売買目的有価証券）	－	－	－
(2) 信用取引負債	481	481	－
(3) 預り金	9,829	9,829	－
(4) 短期借入金	9,875	9,875	－
(5) 未払法人税等	459	459	－
(6) 長期借入金	3,475	3,514	39
負債計	24,120	24,160	39
デリバティブ取引（※）			
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	73	73	－
(2) ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	73	73	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金・預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預託金及び（3）金銭の信託

預託金及び金銭の信託については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 約定見返勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 商品有価証券等、（6）営業投資有価証券及び（7）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

(8) 信用取引資産

信用取引資産は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 商品有価証券等

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(2) 信用取引負債

信用取引負債は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 預り金、（4）短期借入金及び（5）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

①トレーディングに係るもの

該当事項はありません。

②トレーディングに係るもの以外

当社のトレーディングに係るもの以外のデリバティブ取引には、通貨スワップ取引等があります。これら取引は外貨建有価証券の取引に係る為替変動リスクを回避するために利用しているものであります。

種類	平成29年３月31日現在（※）			
	契約額（百万円）	契約額のうち１年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
通貨スワップ取引				
売建	1,116	－	1,112	4
買建	291	－	291	△0
為替予約取引				
売建	4,614	－	4,545	68
買建	－	－	－	－

（※）取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、(6) 営業投資有価証券、(7) 投資有価証券には含めておりません。

区　分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	154
その他	303
合　計	457

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

６．賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び連結子会社では、東京都他において、賃貸用のビル（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）
3,759	3,546

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく金額であります。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,430円25銭
(2) １株当たり当期純利益　146円98銭

計算書類
個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) トレーディングに関する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品勘定に属するトレーディング商品（売買目的有価証券）及びデリバティブ取引等については、時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

時価のあるもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(3) トレーディング関連以外のデリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。なお、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）はありません。また、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産及び長期前払費用

定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、執行役員の退職給付に備えるため、執行役員退職慰労金内規に基づき、必要額を計上しております。

④ 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の５に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(6) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

預金	60百万円
土地	7百万円
投資有価証券	518百万円
計	585百万円

② 担保に係る債務

信用取引借入金	329百万円
計	329百万円

上記のほか、先物取引差入証拠金等の代用として、投資有価証券46百万円を担保に供しております。なお、顧客の直接預託に係るものは除いております。また、このほかに信用取引借入金及び証券金融会社からの有価証券借入れの担保として、有価証券の消費貸借契約により受入れた有価証券905百万円を差入れております。なお､金額は期末時価によっており、貸借対照表には計上されておりません。また、現物取引清算基金等への担保として、投資有価証券944百万円をそれぞれ担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　598百万円

(3) 保証債務

従業員の持ち家融資等による金融機関からの借入金に対する保証債務	23百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

① 関係会社に対する短期金銭債権	20百万円
② 関係会社に対する長期金銭債権	1,135百万円
③ 関係会社に対する短期金銭債務	3百万円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社からの営業収益	10百万円
(2) 関係会社への営業費用	558百万円
(3) 関係会社からの営業外収益	31百万円
(4) 関係会社への営業外費用	671百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	877,402株	30株	―株	877,432株

（注）自己株式の増加30株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	82百万円
未払事業税	22百万円
貸倒引当金	0百万円
その他	19百万円
計	125百万円
繰延税金資産（固定）	
貸倒引当金	10百万円
退職給付引当金	16百万円
長期未払金	132百万円
その他	823百万円
評価性引当額	△982百万円
計	0百万円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△192百万円
計	△192百万円
繰延税金資産の純額	△66百万円

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事実上の関係				
子会社	極東プロパティ㈱	10	不動産業	（所有）直接100	兼任２人	資金の貸付他	資金の回収	220	短期貸付金	20
									関係会社長期貸付金	440
							受取利息	3	未収収益	－
	㈱ＦＥインベスト	100	投資業	（所有）直接99	兼任１人	資金の貸付他	資金の回収	3,330	関係会社長期貸付金	200
							受取利息	8	未収収益	0
	ＦＥファンド16号投資事業有限責任組合	3,187	匿名組合出資持分の取得、保有及び処分	（所有）直接97	兼任０人	投資事業有限責任組合契約	投資事業有限責任組合出資の償還	2,420	関係会社株式	－

（注）１．取引金額には消費税及び地方消費税が含まれておりません。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等：一般取引先と同様であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,323円06銭
(2) １株当たり当期純利益　111円13銭